

## 自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組

### <自転車安全利用普及啓発>

#### ○自転車安全利用TOKYOキャンペーン（平成20年度開始）

社会全体で自転車の安全利用を推進するため、自転車安全利用条例や東京都自転車安全利用推進計画（以下「推進計画」という。）を踏まえ、毎年5月の自転車月間に合わせて、区市町村、警察及び関係団体と連携してキャンペーンを実施している。

キャンペーンに先駆け、広く都民に対して、自転車の安全利用の意識向上を図るため、キックオフ・イベントを開催している。また、キャンペーン期間中は、各区市で開催される大規模イベントと連携し、自転車シミュレータを活用した交通安全教室やスケアード・ストレイト交通安全教室を実施している。

・事業実績（令和元年度）

キャンペーン期間中（令和元年5月1日～31日）

自転車安全利用に係る交通安全教室 42回

（うち大規模イベントとの連携 10回）

#### ○自転車シミュレータ交通安全教室（平成24年度開始）

子供から高齢者まで、自転車のルールを楽しみながら、分かりやすく習得できる自転車シミュレータを活用し、区市町村や学校等と協働して交通安全教室を開催している。

・事業実績（令和元年度） 172回

#### ○自転車安全利用宣言証の交付（平成27年度開始）

自転車シミュレータ交通安全教室や自転車安全利用TOKYOセミナーの受講者等に、自転車の安全利用を常に心掛け、行動につなげてもらえるよう、「自転車安全利用宣言証」を交付している。また、自転車安全利用協賛企業を募集・認定し、宣言証保有者には、協賛企業からの特典が付与される。

#### ○自転車安全利用PRサポーター（平成27年度開始）

東京交通少年団を「自転車安全利用PRサポーター」に任命し、自転車利用時のヘルメット着用等の交通ルール・マナーを地域の子供から発信することで、自転車の安全利用の普及啓発を図っている。

	<p><b>○自転車用ヘルメット普及促進事業（平成27年度開始）</b></p> <p>自転車安全利用条例や推進計画の趣旨を踏まえ、自転車用ヘルメットの着用気運を醸成するため、東京都自転車安全利用サポーターの協力を得ながら、自転車乗用時のヘルメット着用の必要性等に関する広報を実施している。</p> <p><b>○自転車交通ルールのチェックシート配布（平成28年度開始）</b></p> <p>自転車小売業者等による販売時の交通ルールの啓発義務化をするなど、民間事業者と連携し、自転車販売店において交通ルール等をまとめたチェックシートを配布することで都民等へ啓発を行っている。</p> <p><b>○自転車安全利用推進事業者用動画教材の作成（平成29年度実施）</b></p> <p>自転車のルール・マナーの遵守の重要性等を理解するための動画コンテンツを作成し、経営者層の自転車の安全利用に対する理解を促すとともに、事業所内研修での活用を図る。</p> <p><b>○免許返納者等高齢者向け自転車安全利用講習会の開催（平成30年度開始）</b></p> <p>運転免許返納者数の増加に伴う、代替交通手段としての自転車利用の増大を見据え、自動車教習所のコース等を活用した講習会を開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績（令和元年度） 3回</li> </ul> <p><b>○東京都自転車安全利用サポーター（平成30年度開始）</b></p> <p>主体的に自転車安全利用に向けた取組を行う事業者と協定を締結し、当該企業を「東京都自転車安全利用サポーター」として認定し、サポーター証を授与している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定実績（令和元年度末） 7社</li> </ul> <p><b>○自転車損害賠償責任保険等への加入促進（令和2年度開始）</b></p> <p>令和2年4月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入を自転車利用者、未成年者の保護者、自転車使用事業者、自転車貸付業者に対して義務付けた。</p> <p>各種媒体を活用して、条例改正の内容や保険加入の必要性を都民に対して啓発していく。</p>
	<p><b>&lt;自転車安全利用TOKYOセミナー（平成26年度開始）&gt;</b></p>
	<p>自転車安全利用条例や推進計画では、行政、自転車利用者、事業者など、自転車に関わる全ての主体が果たすべき役割を示している。</p>

	<p>このうち、通勤や業務で自転車利用を認める都内の事業者を対象に、従業員に対する自転車利用のルール・マナーの向上や交通安全教育の推進、放置自転車の防止対策等に努める事業者の取組を支援するとともに、事業所内での取組が普及・定着するよう、事業所内で自転車安全利用を推進するリーダーを育成する講習会を開催している。</p> <p>・事業実績（令和元年度） 8回</p>
<p><b>&lt;自転車安全利用指導員制度（平成28年度開始）&gt;</b></p>	
	<p>平成28年度から自転車安全利用指導員制度を試行し、自転車による信号無視や一時不停止など交通事故に直結しやすい違反行為の未然防止に努めるとともに、違反行為をした自転車利用者等に対する啓発や指導を行い、自転車の交通ルール・マナーの向上を図っている。</p> <p>令和元年度は、3区市（大田区、江戸川区、立川市）で試行を継続し、複数の交差点配置や周辺巡回により、自転車利用者に対して道路上における安全指導等を実施している。</p>
<p><b>&lt;自転車安全利用推進事業者制度（平成28年度開始）&gt;</b></p>	
	<p>自転車安全利用条例に基づき、事業者は、従業員に対して自転車に関する研修や情報提供等の必要な措置を講じるため、自転車安全利用推進者を選任することが努力義務となっている。都ではこの取組を進める事業者に支援を行うため「自転車安全利用推進事業者制度」を実施し、自転車安全利用TOKYOセミナーの情報提供や社内研修のための講師を紹介するなどしている。</p>
<p><b>&lt;自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助（令和元年度開始）&gt;</b></p>	
	<p>自転車の安全性や都民の安全利用意識を向上させ、自転車安全利用の促進を図るため、都民の自転車点検整備や自転車安全利用を促進する事業を実施する区市町村に対し補助を行っている。</p> <p>・事業実績（令和元年度）</p> <p>補助対象区市町村 17区市町</p> <p>補助総額 17,061千円</p>
<p><b>&lt;放置自転車対策&gt;</b></p>	
	<p>都内の駅周辺における自転車等の放置台数は、ピーク時の平成2年には約24.3万台にも上っていたが、令和元年の調査では約2.5万台にまで減少している。しかしながら、依然として駅周辺には大量かつ無秩序に自転車等が放置され、歩行者や緊急車両等の通行を阻害するとともに、街の美観を損ねるなど見過ごすことのできない社会問題となっている。このため、区市町村や関係機関、地域と連携して、放置自</p>

転車を減らすための取組を推進している。

○ **放置自転車の実態調査（昭和52年度開始）**

区市町村を通じて、駅前の放置自転車等の実態等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表し、対策に役立てている。

- ・事業実績（令和元年度調査）

都内の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数 25,008台（前年度比2,324台減少）

○ **駅前放置自転車クリーンキャンペーン（昭和59年度開始）**

毎年10月下旬の10日間に、都内全域において、区市町村とともに、警視庁や鉄道・バス事業者、商工業団体、交通安全普及団体等と連携して、ポスター・リーフレットによる広報や、ウェブ広告を行うほか、駅頭での普及啓発活動を実施している。

- ・事業実績（令和元年度）

駅前等での広報啓発活動 182駅、放置自転車の撤去活動 407駅

○ **駅前放置自転車対策事業に関する知事感謝状の贈呈**

都内の駅前放置自転車対策事業に功労があった団体や個人に対し、知事名による感謝状を贈呈することにより、駅前放置自転車対策のより一層の促進を図っている。

- ・贈呈実績（令和元年度） 2件（個人2名）

○ **地域を限定した放置自転車対策（平成26年度開始）**

東京都と都心6区（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区）、各団体・期間の放置自転車対策の取組に関する進捗状況の報告会等を行っている。